

大和郡山市

せいねんこうけんしえん

成年後見支援センター

社会福祉協議会 HP から
もご覧いただけます。



将来、認知症になったら
年金の受取手続きが
自分でできるか心配…

友人が訪問販売で
高額な物品の契約を
結んでいる様子…

障害のある子どもの
将来が心配…

成年後見制度って
どんな制度？
手続きの仕方は？



上記のような困りごとがあれば、
せいねんこうけんしえん
成年後見支援センターにお気軽にご相談ください。
相談者の秘密は必ず守ります。

【お問い合わせ・ご相談】

〒639-1005

大和郡山市植槻町 3-8 社会福社会館内

TEL 0743-53-6531 (大和郡山市社会福祉協議会内)

FAX 0743-55-0986

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日及び年末年始はお休み

認知症や知的障害・精神障害などによって
判断能力が低下しても住み慣れた地域で
安心して暮らすことができるように
お手伝いします。



せいねんこうけんしえん

成年後見支援センターの業務

相談

せいねんこうけんせいど

成年後見制度に

関する相談をお受けします。

【センター職員による相談】

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

【弁護士相談会】申込必要

毎月第3火曜日 (1組45分)

午後1時30分～4時15分



こうけんにんしえん

後見人支援・

ネットワークづくり

後見人と一緒に

チーム支援を考えます。

市内の権利擁護けんりりょうごに関わる

機関と情報共有をするため、
ネットワークづくりを行います。



広報・啓発

市内在住・在勤・在学の10人以上のグループを
対象に出前講座を行います。



せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは…

判断能力が低下し、自分自身で財産管理や契約など法律行為を行うことが難しい場合に支援する制度です。判断能力の低下の程度により後見・保佐・補助こうけん ほさ ほじょの分類に分けられます。この制度の利用にあたっては、本人、配偶者、4親等内の親族や市長が家庭裁判所かていさいばんしょに申し立てる必要があります。



判断能力が低下する前に
あらかじめ準備することはできないの？

あらかじめ支援をお願いする人と支援してほしい内容を契約こうせいしょうしょ
(公正証書)により定めておく任意後見制度にんいこうけんせいどがあります。

判断能力が低下したときに家庭裁判所かていさいばんしょに申し立てを行うと
任意後見監督人にんいこうけんかんとくにかんが選任され、支援が開始されます。